



吉田労務管理センター

# 事務所だより

Vol.235

2024年11月18日

TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

## 賞与支払時の各種保険料の計算について

賞与支給の時期となりました。保険料の計算は下記を参考にしてください。

### 健康保険料

標準賞与額 × 1000 分 の 49.75

### 介護保険料

標準賞与額 × 1000 分 の 8

### 厚生年金保険料

標準賞与額 × 1000 分 の 91.5

\* 「標準賞与額」とは、賞与支給額の 1,000円未満を切り捨てた額です。

\* 円未満端数処理は、50銭以下切り捨て、50銭を超えるときは1円に切り上げです。

\* 標準賞与額の上限は、健康保険（4/1～3/31の累計573万円）厚生年金保険（1ヶ月あたり150万円）です。

【注意】賞与支給月に退職等で資格喪失した場合、健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料は徴収しません。ただし、退職日が末日の場合は徴収します。

### 雇用保険料

賞与支給額 × 1000 分 の 6 (建設業は1000分の7)

\* 円未満端数処理は、50銭以下切り捨て、50銭1厘以上は1円に切り上げ。

ただし、慣習の場合は、「円未満を切り捨て」でも可。

## 労働保険事務組合 鯉城経営者協会からのお知らせ

労働保険は労災保険と雇用保険の総称で、働く人が労働災害や失業といった不測の事故に遭ったとき必要な保険給付を行うなど、職場の皆さんのが安心して働けるように作られた保険制度です。

正社員、パート、アルバイトなど労働者を1人でも雇用する事業主はすべて加入が義務付けられていますが、国の「労働保険未手続事業一掃対策」により、再三の加入勧奨を行っても労働保険に加入しない事業主は、職権による強制加入手続きが行われることがあります。また、労災事故が未加入中に発生して労災給付が行われた場合、労働保険料をさかのぼって納めるほかに、労災給付に要した費用についても徴収されることになります。

まだ手続きをされていない事業主の方は、早急に手続きが必要です。

**ひとりでも労働者を雇ったら、  
労働保険に入る義務があります！**

## 健康保険証の廃止について

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、健康保険証を利用登録したマイナ保険証で医療機関等を受診する仕組みに移行します。

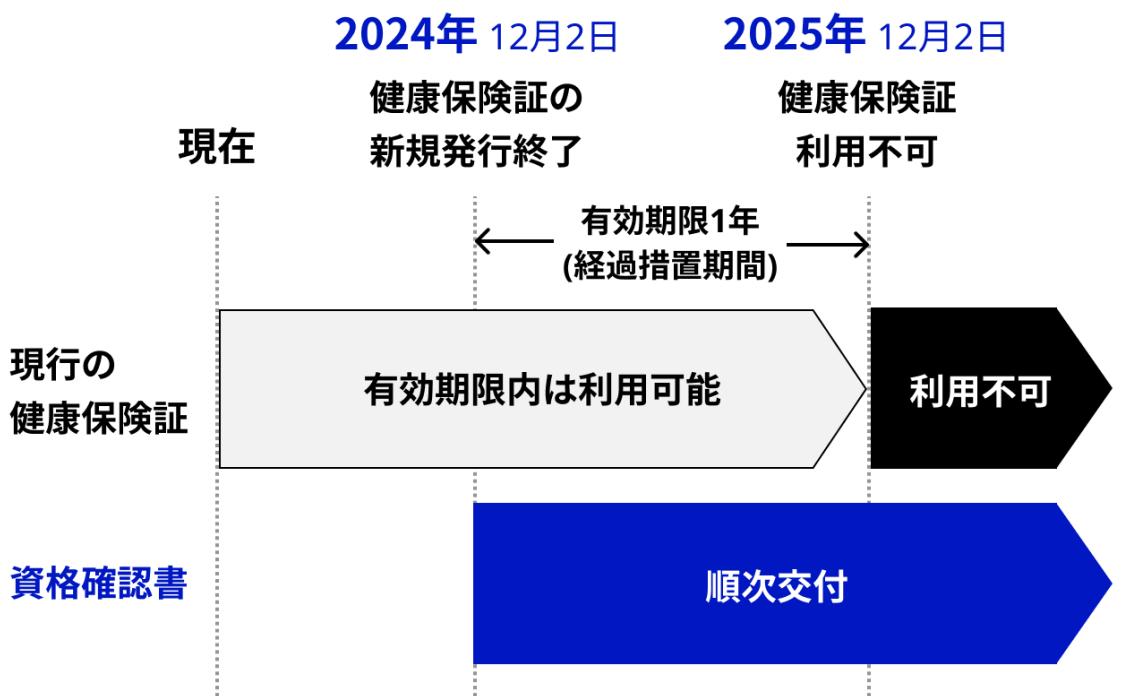
現在、お持ちの健康保険証は令和7年12月1日まで使用することができます。

ただし、令和7年12月1日以前に退職等により資格喪失した場合は、その時点で使用できなくなります。

なお、マイナ保険証の利用登録をしていない方については資格確認書で医療機関等を受診することができます。

令和6年12月2日以降に、入社手続きをされる方については資格確認書が必要かどうかの聞き取りをお願いします。

在職者でマイナ保険証の利用登録をしていない方については令和6年12月2日以降に順次交付されますので申請は必要ありません。



従来の保険証と同じ  
プラスチックカード型  
(色は黄色)